

上市町義務教育学校整備事業者審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 上市町義務教育学校（複合施設を含む。以下同じ。）の整備に係る事業者の選定を行うため、上市町義務教育学校整備事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 上市町義務教育学校の整備に係る事業者の選定に関すること。
- (2) その他事業者の提案に対する審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、その定数は5人以内とする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 副町長
 - (3) 教育長
 - (4) その他町長が適当であると認める者
- 2 前項第1号及び第4号に掲げる委員は、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のとき、若しくは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面による会議)

第6条 委員長は、次のいずれかに該当する場合は、全ての委員に対し書面により賛否

を求め、その結果をもって会議の議決とすることができる。

- (1) 緊急に会議の議決を要し、これを招集する時間的余裕がない場合
 - (2) 会議の日程の調整が困難な場合
 - (3) 軽微な事案その他会議を招集する必要がないと委員長が認める事案の場合
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する書面による会議の議決について準用する。この場合において、同条第3項中「出席」とあるのは「書面決議に参加」と、同条第4項中「出席した委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に事業者の選定に係る審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、審査事案に関する入札等に参画してはならない。
- 3 委員が審査事案に関する入札等に参画したことが判明したときは、委員会は、当該委員が関与した事業者を選考対象外とするものとする。
- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、町又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校建設室において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日をもって効力を失う。